平成２５年４月１日以降の登録免許税に関するお知らせ

標記について、関係する租税特別措置法改正が平成２５年３月２９日に国会で可決成立し、３０日付で公布されましたので参考までにお知らせします。

◎　適用期間の延長

以下の登記について、平成２５年４月１日～平成２７年３月３１日までの２年間延長されました。

租税特別措置法第７２条関係

（1）土地の売買による所有権の移転の登記　　税率　　1000 分の 15
（2）土地の所有権の信託の登記　　税率　　1000 分の 3

租税特別措置法第７２条の２、第７３条、第７５条関係

（1）住宅用家屋の所有権保存登記（一般住宅）　税率　　1000 分の 1.5
（2）住宅用家屋の所有権移転登記（一般住宅）　税率　　1000 分の 3
（3）住宅取得資金の貸付等に係る抵当権設定登記　税率　　1000 分の 1

※　長期優良住宅の所有権保存登記に関する部分（租税特別措置法第７４条関係）については、平成２６年３月３１日までとされているので、今回の改正には含まれておりません。（税率　1000 分の 1）

租税特別措置法第７８条関係

信用保証協会（農業信用基金協会、漁業信用基金協会等含む）が受ける抵当権設定登記
税率　　1000 分の 1.5

◎　特別控除の廃止（平成２５年３月３１日をもって廃止）

租税特別措置法第８４条の５

オンラインによって登記の申請を行う場合の登録免許税の特別控除は，平成２５年３月３１日をもって廃止されましたので、軽減措置はありません。

※　その他相続税、贈与税、印紙税も改正されていますが、平成２６年４月１日施行部分もありますので、改めてお知らせします。

（文責　朝日奈　晰）